

令和6年度の税制改正により定額減税が実施されます

問 課税課 ☎ (93) 0443

令和6年度分の個人住民税所得割額から1万円、令和6年分の所得税額から3万円、合わせて4万円が減税されます。
ここでは、個人住民税の定額減税についてお知らせします。

■対象

前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入の場合、2,000万円以下）の市民税・県民税所得割の納税義務のある人

■減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※対象者となる人は、国内に住所を有する人に限ります。

■徴収方法（定額減税の対象となる人）

①給与所得に係る特別徴収（給与所得の人）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月で均されます。

②普通徴収（事業所得の人）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。

③公的年金などに係る所得に係る特別徴収（年金所得の人）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

■その他

○減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書の摘要欄などに記載されます。

○定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、すべての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

○減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご覧ください。

○所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。



内閣官房
ホームページ



国税庁
ホームページ

○詳しくは、市公式ホームページを確認するか、問い合わせてください。



市公式
ホームページ



消費生活
相談コラム

なくなる洗濯用パック型液体洗剤による事故 - 子どもだけでなく高齢者が誤って口に入れる事故も発生 -



【事例】

- 子どもが洗濯用パック型液体洗剤を触っていて、フィルムが破れてしまい、中身が左目に入ってしまった。
- 保護者が入浴中、脱衣所で待たせていた子どもが、床に置いてあった洗濯用パック型液体洗剤の容器を開けて洗剤をなめてしまった。
- 高齢者が柔軟剤入りの洗濯用パック型液体洗剤を、食べ物と思い誤って食べてしまい、救急搬送された。

【アドバイス】

- パック型液体洗剤は、子どもだけでなく、不用意に触ってしまうおそれのある人の手の届くところには置かないようにしましょう。
- パック型液体洗剤を使用した後は、必ずふたなどをしっかり閉めて、子どもの手の届かない置き場所にすぐ戻すことを習慣にしましょう。
- パック型液体洗剤を濡らさないよう気を付けましょう。
- 子供や高齢者などが誤って口に入れてしまい、洗剤を飲み込んだ可能性がある場合や、目に入り、よく洗い流しても異常を感じる場合には、商品の成分が分かるパッケージなどを持って医療機関を受診しましょう。

【消費生活センター】

- 日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く 9:30～12:00 / 13:00～16:00）
- 場 所 市役所分庁舎2階（商工観光課脇）
- その他 地域や団体などの希望に応じて、消費生活相談員を無料で派遣し、トラブルを未然に防止するための講座などを開催しています。



問 消費生活センター ☎ (93) 5348